

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会
(第8回)
議事要旨

日時：令和4年3月18日（金曜日）15時00分～17時00分

場所：Webexによるオンライン会議

出席委員等

林座長、平塚委員、平山委員、松永委員、長澤様、森様、山口様、松尾様、野口様、高橋様、飯田様（別所様の代理）、神谷様、清水様

議題

標準必須特許ライセンスに関する誠実交渉指針について

議事概要

【座長より開会の挨拶】

【事務局より挨拶及び資料（誠実交渉指針案、本研究会の報告書案）の説明】

【意見交換（主なご意見）】

○ 誠実交渉指針案（交渉の各ステップにおいて取るべき対応以外の部分）
と本研究会の報告書案について

<指針の対象>

- 指針の直接の対象は二者間交渉だが、二者間交渉はプールが上手く機能しなかった移動体通信の交渉で想定され、中国のスマホメーカーが実施者となる場合が多い。ホールドアウトの助長や誤ったメッセージに繋がらないようにすべき。

<指針の位置付け>

- 欧州の裁判所でしか規範が示されていない中で、日本が独自に公平な指針を示すことができれば、指針に則って行動することが、企業が誠実とみなされるための助けになると考えている。このため、指針策定には意味がある。

<本研究会の報告書案>

- 我が国の誠実交渉の規範たる指針を、世界に先駆けて発信すべき。また、国外の裁判例を整理した特許庁の手引きも、交渉の実務では参考にしてもらえばよい。2つの資料の違いが初見でも分かるよう、資料上の見た目が工夫されると良い。

<指針の対象>

- 指針の対象を FRAND 宣言がなされた SEP とすると、FRAND 宣言の有無の提示を求めることと矛盾するのではないか。FRAND 宣言の有無の提示を削除する方法と、権利者が SEP と主張する交渉は全て対象とする方法とがある。個人的には後者がよいと思う。

<本研究会の報告書案>

- 我が国の議論の状況を海外に発信するために、報告書案の英訳についても、前向きに検討してもらえるとよい。指針についても、海外の方が理解しやすいよう、概要を記した 1 枚紙などがあってもよいのではないか。

<全体>

- 意見の反映、調整に感謝。SEP を巡る環境はめまぐるしく変化しており、今後もタイムリーに修正されていくとよい。裁判になるのは氷山の一角。多くの案件は裁判外の交渉で解決されており、裁判外の交渉の好事例が織り込まれるとよい。

<全体>

- 判例を意識した発言が多かったが、世界の先駆けとなる指針を出せばよかった。日本は SEP 問題に最も影響を受ける国なので、先見性ある指針を発信する資格がある。日本として産業政策の観点からの検討があればよりよかった。

<全体>

- 本指針と手引きの位置づけの違いを明らかにしてくれたことに感謝。様々な意見を集約して、我が国が考える現時点でのバランスが取れたベストプラクティスとして、本指針のフレームワークを発信できることは意義深い。

<本研究会の報告書案>

- 先進的な指針策定を行ったといえるために、本指針が海外の議論でも活用されることが重要。議論の過程を公表すれば、海外の裁判と同様に、各国の行政における進むべき方向性の精緻化につながる。報告書案も英訳して発表してほしい。

(事務局)

<指針の位置付け>

- 日本から公平な指針を示すことにより、指針に則って行動することが誠実とみなされるための助けになり得るという点、その通りだと思うので、しっかりと発信していきたい。

<指針の対象>

- 中国のスマホメーカーが二者間交渉の主たる実施者となっているとのことだが、本指針は、現在のスマートフォンだけでなく、今後 IoT 化の中で我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれる懸念を踏まえたものであることを再度申し上げたい。

<本研究会の報告書案>

- 報告書案の英訳については、指針と同じタイミングで全体を英訳して公表するのは難しいが、リソース上、可能な範囲で対応したい。指針と手引きとの位置付けの違いの紙は、なるべく分かりやすくなる形にしたい。

<指針の対象>

- FRAND 宣言がなされていない SEP を指針の対象に入れるべきではないかという点、この場で他にもご意見があれば頂きたい。

<指針の対象>

- FRAND 宣言をしていなければ FRAND 義務もない。義務もないのに規範化してよいのか。規範の対象は FRAND 宣言がなされた SEP とし、FRAND 宣言していない SEP は、混在を避けるため、少なくとも規範の対象には入れない方がよい。

<指針の対象>

- FRAND によるライセンスを行うことが標準規格に採用される要件であることが内規で決まっている場合には、FRAND 宣言していない SEP も指針の対象にしてよい。FRAND によるライセンスを行うか否かに関わらず標準規格に採用される場合は、FRAND 宣言していない SEP を指針の対象にしないでよい。

<指針の対象>

- 標準化機関の会員だが FRAND 宣言しないというのは、詐欺的行為による独禁法違反などの問題。本指針は、FRAND に則って行動しているかという規範であり、対象を詐欺的行為等にまでリーチするとなると、海外から批判される恐れがある。

<指針の対象>

- 確かにその面はある。FRAND 宣言をしていない特許の交渉に対して義務を課すというのは、法律上、非常に難しいということは理解しているが、本指針は、日本が推奨する考え方を示すもの。何が産業振興に繋がるかを考えて書けばよい。

(事務局)

<指針の対象>

- FRAND 宣言がなされていない SEP の扱いについて、頂いたご意見を踏まえて、記載内容を検討したい。

○ 誠実交渉指針案（交渉の各ステップにおいて取るべき対応）について

<ステップ 1>

- SEP と主張しても実際は必須性を欠く場合、例えば、規格は機能を規定するが、特許は方法の 1 つしか規定しない場合、規格と特許の対比のクレームチャートでは不十分だが、それは SEP ではないと整理すれば、この問題はなくなると理解。

<ステップ 2>

- 必須性等を争うことを留保する点に関して、実務では、途中で必須性がないと判断されて決着する場合が多い。その場合はライセンスを受ける意思を遡って取り消してもよいことが分かるよう、何等か書き方を工夫してほしい。

<ステップ 1>

- クレームチャートは多種多様。その公知情報と非公知情報が常に可分とは言い難い。NDA の対象に含めるか否かについて、クレームチャートに非公知情報を含む場合と含まない場合で場合分けして書く方が実務に則しているのではないか。

<ステップ 1>

- FRAND 宣言の有無を示す情報が何を指すのか分かりにくい。規格書の番号も、本来はクレームチャートに含まれる要素を、独立させて提示するかのように見えてしまうので、クレームチャートの項目に統合したほうが分かりやすい。
- 非公知情報を含むクレームチャートはこの限りではないとした方がよい。また、NDA によってサプライヤに情報共有できなくなる恐れや、NDA 無しで開示して無制限に利用される恐れなど、実施者・権利者双方の懸念を書き出すと丁寧。

<ステップ 2>

- 必要かつ合理的な範囲が何を指すのか。検討のためにサプライヤの知見が必要な場合にサプライヤへの情報開示を制限すべきではないということなら、素直にそう書くべき。ステップ 1 と合わせて、こちらもお書きで書いてはどうか。

（事務局）

<ステップ 1>

- クレームチャートの中の公知情報と非公知情報を分離することは困難という点、仰る通りなので、非公知情報の有無で分けて、非公知情報を含むクレームチャートの扱いはこの限りではない、といった書き方に修正することを検討したい。
- クレームチャートと NDA に関する双方の懸念、すなわち、NDA の対象に含めても必要な場合にはサプライヤに開示できるようにすべきこと、NDA に含めなくても交渉に無関係の用途で公開すべきではないことも、書き下すことを検討したい。
- 規格書の番号はクレームチャートに含まれているのではないかという点だが、クレームチャートは特許件数が多い場合は代表特許に限られるため、それ以外の特許に対応する規格書の番号は、クレームチャートではカバーされていない。
- FRAND 宣言の有無と規格書の番号は、何を出せばよいか分かりにくいという点、FRAND 宣言されていることと対応する規格書の番号が分かれば、FRAND 宣言書など既存資料の提示でも問題ないと考えている。趣旨明確化の修正を検討する。

<ステップ 2>

- 必須性を争った結果、Non-SEP であることが明らかになった場合には本指針の対象外となる、ということが分かるよう、ステップ 2 ではなく、指針の対象のセクションに、注釈などで追記することを検討したい。
- 意思表示の際に留保する 2 つ目の項目について、検討のためにサプライヤの知見が必要な場合にはサプライヤへの情報開示を制限すべきではないという趣旨が明確になるよう、書き方を検討したい。

<ステップ 1>

- クレームチャートと NDA の扱いについて、非公知情報の有無で分けるという方法は妥当で、非公知情報の例を記載すると分かりやすい。FRAND 宣言の有無と規格書の番号は、優先度が低いため、列挙する際の順番を入れ替えるとよい。

<ステップ 2>

- サプライヤへの情報の開示は、実務では NDA の議論の際に検討される。サプライヤと議論することは交渉を促進するので権利者も阻害するものではないと思う。

<ステップ 1>

- クレームチャートを提示された方が議論しやすくなることは確かであり、提示すべき。標準規格の仕様書に書かれている内容には、絶対に使わなければ標準規格に準拠できないマンドトリ仕様と使用しないでも準拠できるオプション仕様があるが、マンドトリ仕様のみに対応する SEP なのかオプション仕様をクレームに含む非 SEP なのかも、クレームチャートがあると分かりやすくなる。

- 列挙されている情報について、優先順位の話があったが、これらの情報は全て必要かつ開示できない理由がないもの。これらの情報が含まれていればどんな形態で提示してもよいということなので、この書き方で問題ないと考えている。

<ステップ2>

- いわゆるライセンスポイントの問題、SEPを実施しライセンスを希望するサプライチェーンの上流の実施者へのライセンスを拒絶することが下流の産業や消費者に与える影響を考慮した上で是認されるかについて議論が十分ではなかった。

<ステップ4>

- いわゆる adjudication の問題、つまり権利者・実施者間で提示条件が異なる際に中立の第三者に判断を求めることが誠実と認められるか否かについて議論が十分ではなかった。引き続き国内の研究課題として議論していく余地がある。

<その他>

- 指針に従った結果海外で敗訴するリスクを避ける観点から、注釈で良いので、関連する海外の裁判例を入れてはどうか。報告書案で指針と手引きの位置づけの違いが示されているが、手掛かりが指針本体にあってもよいのではないか。

(事務局)

<ステップ1>

- NDA について、先ほど申し上げた通り、非公知情報を含むクレームチャートの扱いはこの限りではない、としつつ、クレームチャートと NDA に関する権利者・実施者双方の懸念を書き下すことを検討したい。非公知情報の例示も検討する。
- FRAND 宣言の有無と規格書の番号も、どのような形態で出しても良いと考えているので、先ほど申し上げた通りだが、既存資料の提示でも情報が含まれていれば問題ないことが分かるよう、趣旨明確化の修正を検討したい。

<ステップ2>

- ライセンスポイントは重要な論点だが、元々今回の指針の対象ではなかった。また前回の会合で、サプライヤが代わりに意思表示を行うことは、少なくとも本指針に書き込むものではないとの意見があり、現在の指針案の記載になっている。

<ステップ4>

- 訴訟を受理するかどうかや、訴訟を認容するか棄却するかは、司法で判断されることであり、今回の指針に書き込むものではないと理解。

<その他>

- 指針の位置付けが分かりにくくなるため、海外の裁判例を個別に書き込むことは想定していない。他方、指針の位置付けにおいて、明確なグローバル・ルールは存在しないと書かれた部分に、その代表例を注釈で追記することは検討したい。

<ステップ4>

- adjudication の問題は、最近では米国の policy statement のドラフトの中でも取り上げられている。必ずしも諸外国に従う必要はないが、今回の指針に、adjudication を求めることが誠実といえるのか、書いても不自然ではない。

(事務局)

<ステップ4>

- 指針の対象に入ることはあり得なくはないのかもしれないが、本指針は少なくとも訴訟を提起することを促すものではない。このため、訴訟を提起することは不誠実でない、と敢えて指針に書き込むことは、現時点では適切ではないと認識。

<ステップ4>

- 本研究会の報告書案には、委員・産業界からの意見として、「裁判等で料率決定や第三者の見解を求めることは誠実な対応として認めるべき」、「差止訴訟の扱いは重要論点」などの意見が盛り込まれており、自分としては一応満足している。

【座長より議論のまとめ】

<意見交換全体>

- 誠実交渉指針案を中心に、追加的なご意見を頂いたが、誠実交渉指針案の内容については概ねご賛同を頂いたかと思う。ご意見頂いた点について、それぞれ事務局より対応方針の回答があったので、その方針に沿って事務局で対応頂きたい。

<指針の対象に関する意見>

- 指針の対象について、一部、明確化や補足的な説明があった方が良くないのではないかという意見を頂いた。

<ステップ1から4に関する意見>

- 特にステップ1について、一部、誤解を与えないよう記載振りを明確化した方が良くないか、というご意見を頂いた。

- また、クレームチャートと NDA について、構成要件単位でのクレームチャートであれば NDA の対象に含めないことが望ましいものの、より詳細なクレームチャートの場合にはその限りではないとの意見があった。
- 他方で、NDA の対象であっても、交渉を進める上で必要な関係者への開示は妨げるべきではなく、反対に NDA の対象にしなくても、権利者の同意を得ることなく Web 上で勝手に公開するなどの対応は行うべきではないとの意見があった。

＜本研究会の報告書の取りまとめに関する確認＞

- 報告書も英訳を行った方がよいとの意見を頂いた。また、本日頂いたご意見を、委員・産業界からの意見に追加する形で、後ほど事務局にて修正頂きたい。
- いずれにせよ、現在の内容から大きく外れることは無いと思うので、修正の内容については、座長一任とさせて頂くことでよいか。（出席者より、異論無し）

＜誠実交渉指針の策定に関する確認＞

- 誠実交渉指針は、本研究会の議論を踏まえ、政府として策定頂くもの。本日の意見を踏まえた修正を、経済産業省で検討して最終的な誠実交渉指針を策定して頂き、世の中に広く発信して頂きたい。（事務局より、そのように進める旨回答）

お問合せ先

経済産業政策局 競争環境整備室／知的財産政策室
電話：03-3501-1511